

令和7年2月25日

女性が働き続けやすい職場環境づくりについて

(あいちウーマノミクス研究会資料)

愛知県労働局労働福祉課

目次

◆現状

◆当課の取組

○出産、子育て等で離職した女性の再就職支援

○仕事と育児等との両立支援

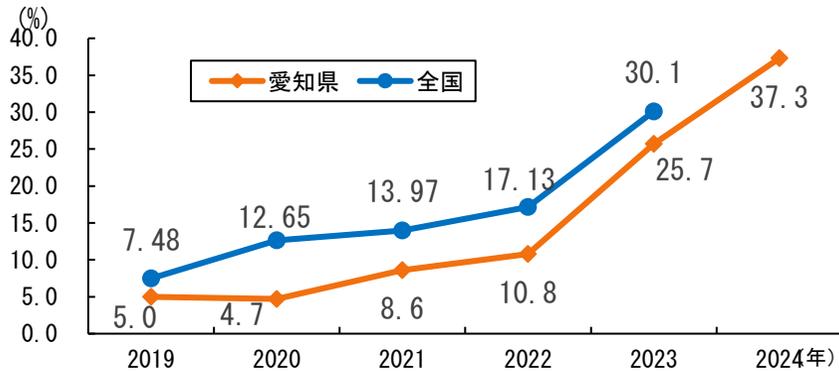
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度
- ・男性の育児休業取得を促進する中小企業等への支援
- ・育児・介護（ダブルケア）との両立支援【2025年度新規】
- ・治療・不妊治療との両立支援

○休み方改革の推進

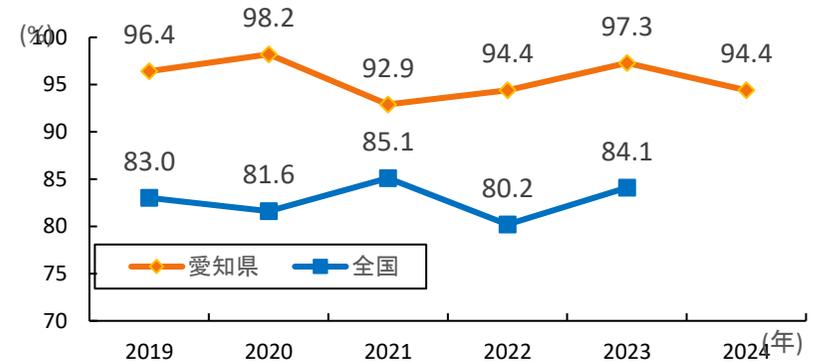
育児休業の取得状況

- 男性の育休取得率は近年上昇傾向にある。
- 育休取得期間も長期化の傾向にあるが、約5割が「1カ月未満」となっており、女性（9割以上が6カ月以上）と比較して短い。

【育児休業取得率（男性）】



【育児休業取得率（女性）】



【男性の育休取得期間（県）】

取得期間	5日未満	5日～2週間	2週間～1か月	1か月以上
2023年	12.7%	20.2%	30.0%	37.1%
2024年	7.6%	11.7%	30.2%	50.5%

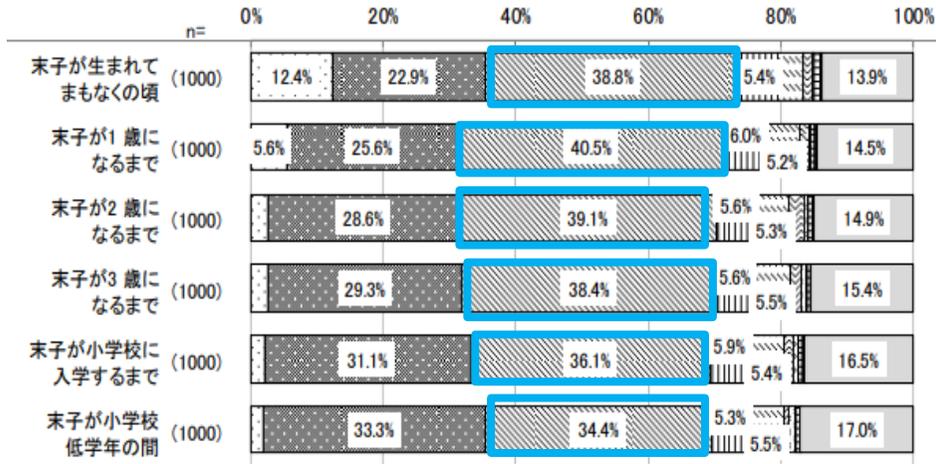
49.5%

出典：愛知県「2024年労働条件・労働福祉実態調査」、
厚生労働省「令和5年度 雇用均等基本調査」
※調査年次、調査対象が異なるため、比較には注意が必要

育休復帰後の働き方【希望】

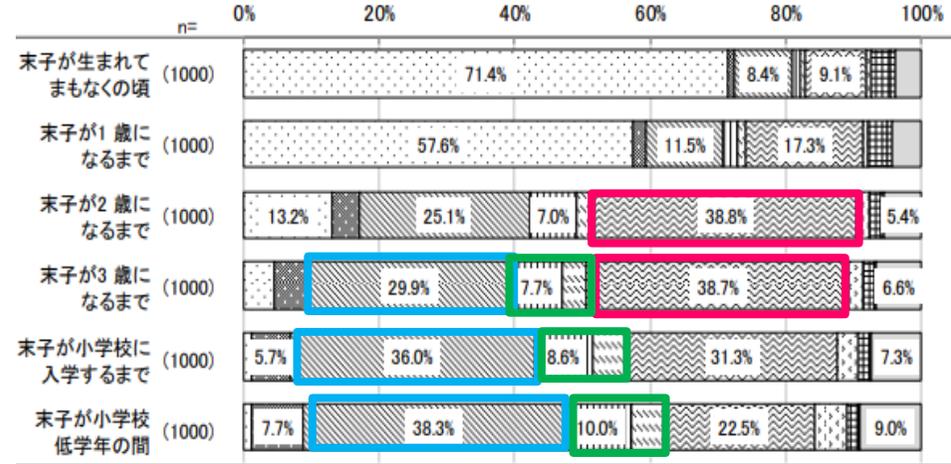
- 男性では、子の年齢に関わらず、**残業をしないようにフルタイムで働くこと**を希望する人が多い。
- 女性は、子が1～3歳の間は**短時間勤務制度の利用**を希望する人が多い。
また、3歳以降はフルタイムでの**残業をしない働き方**や**柔軟な働き方**を希望する人が多くなっていく。

【男性】



- ☐ 長期の休業を取得する
- 残業をしながらフルタイムで働く
- ▨ フルタイムで働き、できるだけ残業をしないようにする
- ▤ フルタイムで働き、出社・退社時間やシフトの調整を行う(フレックスタイム制度を含む)

女性



- ▨ フルタイムで働き、テレワークをする
- ▤ 育児のための短時間勤務制度を利用して働く
- ☐ 労働時間の短い雇用形態に変更してパートタイム等で働く
- 仕事を辞めて育児に専念する

【参考】法改正（育児・介護休業法等）

<ポイント> **男性の育休取得促進**

令和4年4月1日施行

- 育児休業を取得しやすい**雇用環境整備**及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置義務**付け
- 有期雇用労働者の**育児・介護休業取得要件の緩和**

令和4年10月1日施行

- 『**産後パパ育休**』の創設
- 育児休業の**分割取得**
- 出生時育児休業給付金の創設 ※雇用保険法
- 育児休業中の**社会保険料免除要件の見直し** ※健康保険法等

令和5年4月1日施行

- 男性従業員の育児休業**取得状況の公表義務**付け（従業員1,000人超）

【参考】法改正（育児・介護休業法等）

<ポイント> **両立しやすい職場環境づくり**

令和7年4月1日施行

【育児】

- **所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大**（3歳未満⇒小学校就学前の子）
- **育児のためのテレワークの導入の努力義務化**（3歳未満の子）
- **子の看護休暇の見直し**

名称：「**子の看護等休暇**」、対象：小学校就学前⇒**小学校3年生までの子**、
取得事由：感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式を追加
勤続6か月未満の労働者を労使協定除外の仕組みの廃止

- **育児休業の取得状況の公表の義務付けの拡大**（1,000人超⇒**300人超**）
- **出生後休業支援給付創設、育児時短就業給付金の創設** ※雇用保険法

【介護】

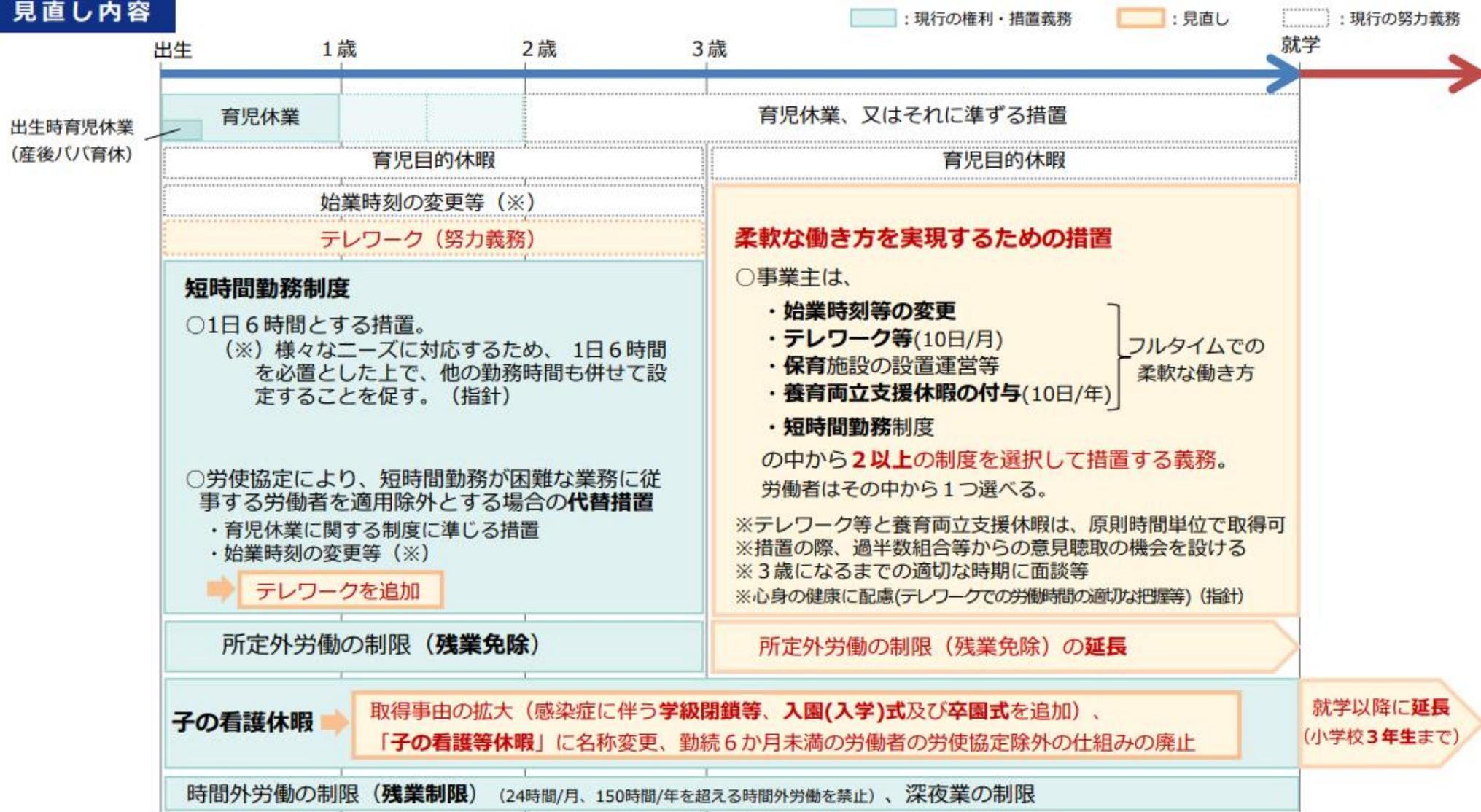
- **仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境整備**及び介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認**の措置の義務付け
- **介護のためのテレワークの導入の努力義務化**（要介護状態の対象家族）
- **介護休暇の見直し**（勤続6か月未満の労働者を労使協定除外の仕組みの廃止）

令和7年10月1日施行

- **柔軟な働き方を実現するための措置**（始業時刻等の変更、テレワーク等）及び当該措置の**個別の周知・意向確認**の義務付け（3歳以上、小学校就学前の子）
- **仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮**の義務付け（子が3歳まで）

【参考】法改正イメージ（育児）

見直し内容



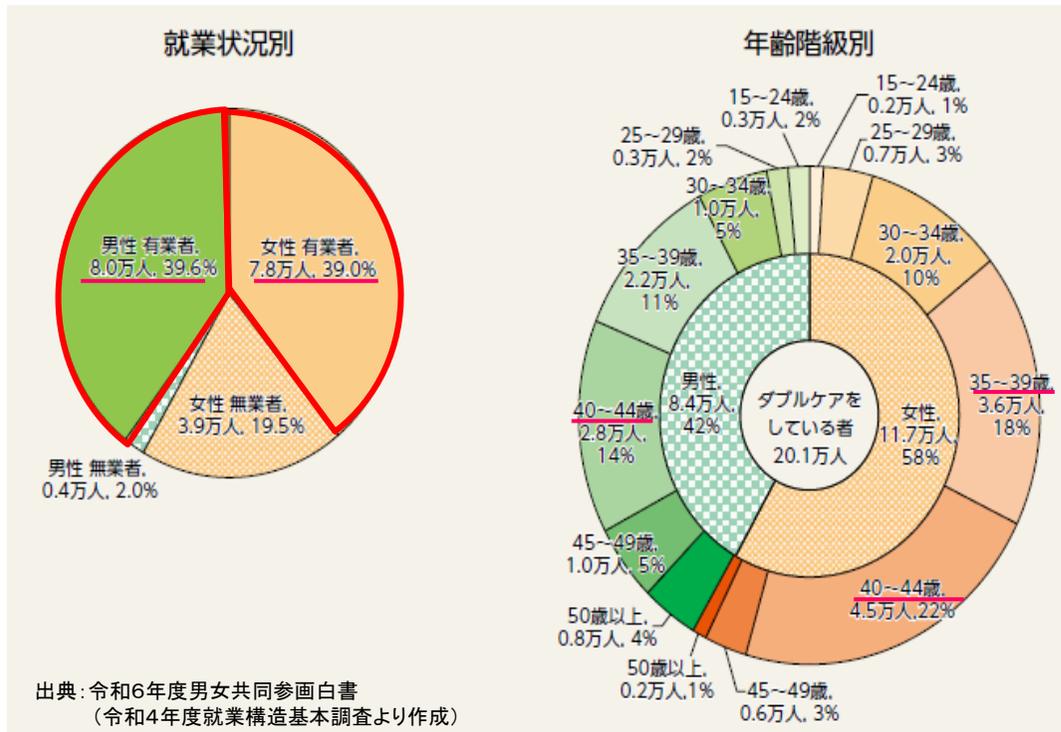
※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

出典：厚生労働省令和6年改正法解説資料

ダブルケアラーの状況

- 育児と介護を同時に抱えるダブルケアラーは全国で20.1万人。うち、有業者は男性が8万人、女性が7.8万人。
- 40～44歳女性が最も多く、次いで35～39歳女性、40～44歳男性の順に多い。
- ダブルケアをしている従業員がいるの実態把握をしている県内企業は43.7%
実態把握の結果、「ダブルケアをしている従業員がいる」企業の割合は4.4%

【ダブルケアをしている者の数及び割合（男女、就業状況別、年齢階級別）】



【ダブルケアをしている従業員の実態把握をしている企業の割合】

調査計	全産業	実態把握している	把握している		把握していない	無回答
			該当者あり	該当者なし		
	100	43.7	4.4	39.3	54.7	1.6

出典：愛知県「2024年労働条件・労働福祉実態調査」

出産、子育て等で離職した女性の再就職支援

○ 「あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）」の設置・運営

キャリアカウンセラー等の専門家による相談・カウンセリングを実施



(1) 開設：2014年5月

(2) 場所：名古屋市中村区名駅4丁目4-38

愛知県産業労働センター17階（あいち労働総合支援フロア内）

【2024年度実績（1月末現在）】相談件数：458件



カウンセリングの様子

○ 再就職に役立つセミナーや企業での職場実習・見学会、就職説明会の実施

【2024年度実績（1月末現在）】

- ・就職支援フェスタ 1回、33名
- ・職場復帰・再就職準備セミナー 12回、217名
- ・職場実習・見学会 3回、24名
- ・就職説明会 2回、62名



就職説明会（プレゼンテーション会場）

<利用者の声>

- ・話をきいてもらえて前向きになれた。自分の知らない職業や、仕事の探し方など発見できた。
- ・家庭のことなど寄り添いながら求人の探し方を教えてもらい、働くイメージが湧いてきた。

仕事と育児等との両立支援

愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度

従業員が仕事と生活の調和を図れるよう積極的に取り組んでいる企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録



愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク

【2024年度実績（1月末現在）】登録企業数：1,799社

<主な支援内容>

- ・WEBサイト「ファミフレネットあいち」で登録企業の取組を情報発信・PR
- ・ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタント（社会保険労務士等）の無料派遣
- ・特に優れた取組を行っている企業を知事が表彰

【2024年度実績】

- ・ワーク・ライフ・バランス推進部門（3社）
- ・子育て両立応援部門（2社）
- ・奨励賞（3社）



2024年度「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」表彰式

仕事と育児等との両立支援

男性の育児休業取得を促進する中小企業等への支援



○中小企業男性育児休業取得促進奨励金

男性従業員が育児休業を通算14日以上取得し、当該従業員が原職等に復帰した場合に支給。

<支給対象>

県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業等※

※常時雇用する従業員の数が300人以下の法人（会社、社会福祉法人、NPO法人等）、個人事業主

<支給額>

通算14日以上：50万円、通算28日以上：100万円（1事業者につき1回限り）

【2024年度実績（1月末現在）】支給件数：670件 601,500千円

○アドバイザーの派遣

1社あたり3回まで専門家を派遣し、個々の企業の実情に合わせた支援を実施。

【2024年度実績(1月末実績)】23社、51回

○普及啓発セミナー・ワークショップの開催

育児・介護休業法の改正ポイント等について解説する講座とグループワークを組み合わせたセミナーを開催。

【2024年度実績】3回、63名

仕事と育児等との両立支援

仕事と育児・介護（ダブルケア）との両立支援【2025年度新規】

改正育児・介護休業法への対応やダブルケアラーへの理解を促進するため、普及啓発リーフレットを作成し周知するとともに、普及啓発シンポジウムを開催する。

<シンポジウム（予定）>

- ・内容：基調講演、ダブルケアラー当事者の談話、パネルディスカッション 等
- ・回数、規模：1回、100人程度

治療・不妊治療との両立支援

○ 仕事と治療の両立支援普及啓発

仕事と治療の両立支援への理解と普及啓発を図るため、企業向けのセミナー及び企業担当者への個別相談を実施。
【2024年度実績】 2回、49名（※セミナーのみ）

職場における両立支援の考え方

制度・運用・配慮、公平性と個性のバランス



2024年度セミナーの様子

○ 仕事と不妊治療の両立支援相談

仕事と不妊治療の両立に悩む労働者等を対象として、オンライン相談を実施。

- ・回数：20回【1回3枠】
- ・相談員：不妊ピア・カウンセラー

休み方改革の推進

愛知県休み方改革マイスター企業認定制度

年次有給休暇の取得や多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を「愛知県休み方改革マイスター企業」として認定。

<認定区分>

平均年次有給休暇取得率等に応じてブロンズ、シルバー、ゴールドの3区分で認定

<認定申請方法>

ポータルサイト「あいちYOU休ナビ」にて申請。

【2024年度実績（1月末現在）】
552社・団体

◇ 区分別認定件数

ゴールド	9
シルバー	86 <3>
ブロンズ	457 <2>
計	552 <5>

※<>はあいちウィーク休暇導入認定企業(内数)

◇ 業種別認定件数（上位5業種）

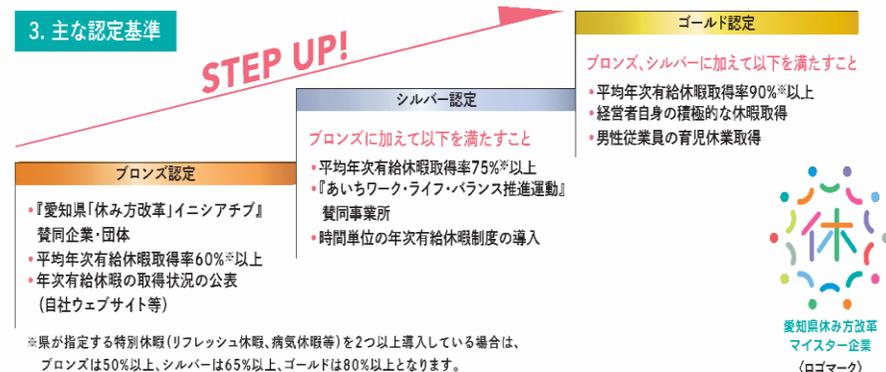
建設業	231 <3>	(41.8%)
製造業	105	(19.0%)
サービス業 (他に分類されないもの)	44	(8.0%)
医療、福祉	41	(7.4%)
卸売業・小売業	39	(7.1%)

※<>はあいちウィーク休暇導入認定企業(内数)

1. 認定対象 中小企業者(中小企業基本法第2条)、医療法人・個人開業医、社会福祉法人、学校法人、NPO法人 など

2. 認定期間 認定日から2年を経過する日の属する年度末まで(更新あり)

3. 主な認定基準



休み方改革の推進

愛知県休み方改革シンポジウム

「休み方改革」の取組を一層推進し、有給休暇の取得促進に向けた機運の醸成を図るため、「愛知県休み方改革シンポジウム」を開催

【2024年度実績】

- ・テーマ：経営戦略としての休み方改革
- ・内容：休み方改革マイスター企業表彰式

基調講演

(株)ワーク・ライフバランス代表取締役社長 小室淑恵氏)

パネルディスカッション



2024年度表彰式

勤務間インターバル宣言

愛知県職員のWell-beingの実現のため、勤務と勤務の間に原則11時間以上の休息を確保する「勤務間インターバル制度」を導入（2025年4月～）

県内企業への制度の導入促進に向けた取組の一環として、(株)ワーク・ライフバランスが推進する「勤務間インターバル宣言」を実施。

署名式:2025年1月24日（金）



署名式の様子